

町では、次のような医療費の助成を行っています

医療費助成を知っていますか？

■問い合わせ 保険医療課 内線 1 5 3

助成を
受けるには
どうしたら…？

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けて、医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで窓口負担がなくなります。ただし、不妊治療費補助については、医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払った後、保険医療課または健康課で申請すると自己負担分が助成されます。申請に必要なものについては制度により異なりますので、町ホームページを閲覧または保険医療課へお問い合わせください。

こんな制度があります。

■子ども医療費助成制度
中学校卒業（15歳に達する年度の3月31日）までの子ども

■障害者医療費助成制度
・身体障害者手帳1〜3級の方

・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方
・身体障害者手帳4〜6級で進行性筋萎縮症の方
・療育手帳A判定、B判定の方（IQ 50以下）

■母子家庭等医療費助成制度
一定所得以下の方で、次に該当する方
・自閉症候群と診断された方

・母子家庭（父子家庭）などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童

■後期高齢者福祉医療費給付制度
後期高齢者医療制度に加入している方で、次に該当する方

・障害者および母子家庭等医療費助成制度の資格要件に該当する方

・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
・「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方

・独り暮らしで住民税非課税世帯の方（同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く。）

・要介護4、5の認定を受けた方

で、生活介護を3か月以上継続を受けており、住民税非課税世帯の方

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

■精神障害者医療費助成制度
・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方（全疾患による入院・通院使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

■自立支援医療費補助（更生医療）
障がい者でその障がいを除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療（更生医療）を必要とする方

■自立支援医療費補助（育成医療）
18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある子ども

第38回 東浦町 産業まつり

●とき

11月12日(土)、13日(日)
午前10時～午後4時(13日は午後3時まで)
※開場式…12日(土) 午前9時30分～
ふれあいステージ

●ところ

文化センター、保健センター、福祉センター、勤労福祉会館、東浦中学校、中央図書館など
※詳細は、広報ひがしうら11月1日号折込チラシをご覧ください。

●問い合わせ

産業まつり推進協議会
(商工振興課内)
☎83-6118

抽選会も開催するのじゃ!



於大公園 秋の撮影会



木々が色づき始める於大公園で、写真家の山崎 隆行 氏の指導を受けながら秋の風景を撮影しましょう!

撮影会

- とき 11月12日(土)
午前9時30分～正午(受付:9時30分まで)
- 定員 20名(先着順)
- 講師
(一社)日本写真作家協会・(公社)日本写真協会
会員 山崎 隆行氏
- 受講料 350円 ※当日徴収
- 申し込み 10月25日(火)から問い合わせ先へ
※電話受付可、窓口優先

撮影会作品展

撮影会での講師および参加者の作品を展示します。参加者が捉えた秋の於大公園の風景をお楽しみください。

- とき 12月1日(木)～7日(水)
午前9時～午後4時
※7日は午後3時まで

共通項目

●ところ・問い合わせ

このはな館(於大公園内) ☎84-6166

医療費の適正化にご協力ください!

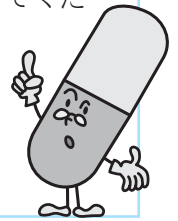
皆さんの暮らしをまもる 国民健康保険③

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同じ有効成分を含み、なおかつ費用が先発医薬品より2～8割安くなります。ジェネリック医薬品希望シールを医療機関や薬局に提示すると相談に乗ってもらえます。ジェネリック医薬品希望シールは保険医療課で配布していますので活用してください。

●問い合わせ

保険医療課 内線154



■未熟児養育医療

申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認め、未熟児

※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども

■不妊治療費補助制度

妊娠を希望する夫婦に対する、不妊検査、一般不妊治療(健康保険

適用分に限る。)および人工授精をする方

